

品川区実質ひとり親家庭への給付事業実施要綱

制定 令和7年5月26日 区長決定 要綱第161号

(目的)

第1条 この要綱は、離婚調停中で離婚成立前から実質的にひとり親家庭となった家庭に対し、原則離婚成立が要件となる児童扶養手当の申請ができない間、金銭給付を行う実質ひとり親家庭への給付事業に関し必要な事項を定め、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実質ひとり親家庭への給付金 前条の目的を達成するため、品川区(以下「区」という。)が支給する給付金をいう。
- (2) 児童 出生から18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) 保護者 児童の扶養(監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。以下同じ。)をする父または母をいう。
- (4) 事実上婚姻関係と同様の事情 婚姻の届出を欠くが、社会通念上当事者間に夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在することをいう。
- (5) 婚姻 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)第3条第3項に規定する婚姻をいう。ただし、婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同等の事情にある場合を除く。
- (6) 配偶者 法第3条第3項に規定する配偶者をいう。ただし、婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同等の事情にある場合を除く。
- (7) 父 法第3条第3項に規定する父をいう。ただし、母が児童を懐胎した当時婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同等の事情にある場合を除く。

(支給要件)

第3条 実質ひとり親家庭への給付金(以下「給付金」という。)は、申請日(第5条第1項の規定による申請を行う日をいう。以下同じ。)現在において父母が離婚調停中の児童(以下「対象児童」という。)の保護者であって、区の区域内に住所を有するものまたは区の区域内に住所を有しないが区の区域内に生活の基礎があると区長が認めるものを支給対象として支給する。

(不支給要件)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の支給対象としない。ただし、第3号に該当する者のうち、離婚調停の開始日以後1年間の所得(保護者にあつては法第9条第1項の所得を、保護者以外の収入判定対象者にあつては法第10条の所得をいう。)の見込額が同号の表の右欄に定める額未満である者から申出があつ

た場合は、この限りでない。

- (1) 申請日時時点で対象児童が、日本国内に住所を有しないとき。
- (2) 申請日時時点で対象児童が、次のアからイまでに掲げる者と生計を同じくしているとき(法第4条第2項第3号および第5号の「生計を同じくしているとき」をいう。)。

ア 父および母

イ 保護者の配偶者

- (3) 次の表の左欄に掲げる者(以下「収入判定対象者」という。)ごとに、前年の所得(1月から9月までの申請については、前々年の所得とする。)が、同表の右欄に定める額以上であるとき。

保護者	児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「令」という。)第2条の4第2項に規定する額に相当する額
保護者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(当該保護者と生計を同じくしている者に限り、当該保護者の父および母を除く。)	令第2条の4第6項に規定する額に相当する額

- (4) 既に給付金の支給を受けているとき。
- (5) 保護者が法第4条第1項に規定する児童扶養手当の支給要件に該当すると
- (6) 保護者が児童扶養手当の認定を受けているとき。
- (7) 保護者が保護者の父または母、保護者の義父または義母と同居しているとき。
- (8) 保護者が婚姻可能な者または届出はしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者と生計を同じくしているとき。

(支給額)

第5条 給付金の支給額は、対象児童1人につき、10万円とする。

(給付金の申請および支給の方式)

第6条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、品川区実質ひとり親家庭への給付金申請書(請求書)(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 申請者が離婚調停中であることを明らかにすることができる書類
- (2) 申請者の本人確認ができる書類
- (3) 申請者名義の振込先口座を確認できる書類
- (4) 申請者の扶養する対象児童の属する世帯全員の住民票の写し
- (5) 申請者および扶養義務者の所得を証明できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の規定による申請の際、必要に応じて、本人確認書類の写し等を提出させ、または提示させること等により、当該申請者の本人確認を行うものとする。

3 第1項の規定による申請は、1回限りとする。

(代理による申請)

第7条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他区長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(支給決定および不支給の通知)

第8条 区長は、第5条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請者が第3条に規定する支給要件を満たす者であるか確認を行い、給付金を支給する決定(以下「支給決定」という。)をしたときは品川区実質ひとり親家庭への給付金支給決定通知書(様式第2号)により、当該申請者が第4条に規定する不支給要件に該当し給付金を支給しない決定をしたときは品川区実質ひとり親家庭への給付金不支給決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知する。

(支給)

第9条 区長は、前条の規定により支給決定をした申請者(以下「支給対象者」という。)に対し、区が様式第1号で指定を受けた金融機関口座に振り込む方式により給付金を支給するものとする。

(支給決定の取消しおよび不当利得の返還)

第10条 区長は、前条の規定による給付金の支給後に、当該支給に係る申請者が支給要件に該当していないことが明らかとなった場合は、当該支給決定を取り消すとともに、当該給付金の支給を受けた者に対し、支給された給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第11条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(未支払の給付金)

第12条 区長は、支給対象者が死亡した場合において、当該支給対象者に支給すべき給付金で、その者に対する支給が完了していないもの(以下「未支払給付金」という。)があるときは、対象児童を支給対象者として当該未支払給付金を支給することができる。

2 未支払給付金を受けようとする者は、未支払品川区実質ひとり親家庭への給付金申請書(請求書)(様式第4号)を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定による未支払給付金の支給申請について審査し、当該給付金を支給する決定をしたときは未支払品川区実質ひとり親家庭への給付金支給決定通知書(様式第5号)により、当該給付金を支給しない決定をしたときは未支払品川区実質ひとり親家庭への給付金不支給決定通知書(様式第6号)により、当該申請を行った者に通知する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年6月1日から適用する。